

令和 4 年 5 月  
( 年 月 日開催分)

# 収支報告書

(ふりがな)

1 政治団体の名称

りっけんみんしゅとうおおさかふだい4くそうしぶ  
立憲民主党大阪府第4区総支部

2 主たる事務所の所在地

大阪市北区菅原町11-11 大作AMビル5階

3 代表者の氏名

吉田 治

4 会計責任者の氏名

竹中 洋二

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

白倉 聡子

(電話) 06-6364-5200

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 (現・候)  
(選挙区) 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 吉田 治

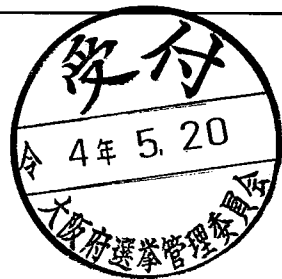
公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から  
年 月 日まで



団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
P80012	R08	R080520	R040517	

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	5,430,470
(前年からの繰越額)	5,430,457
(本年の収入額)	13
支 出 総 額	5,430,470
翌年への繰越額	0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	0	



(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項	目	
1	経常経費	
(1)	人件費	229,165
(2)	光熱水費	123,138
(3)	備品・消耗品費	537,231
(4)	事務所費	1,944,241
	小計	2,833,775
2	政治活動費	
(1)	組織活動費	6,690
(2)	選挙関係費	0
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費	1,116,000
	(ア機関紙誌の発行事業費)	0
	(イ宣伝事業費)	1,116,000
	(ウ政治資金パーティー開催事業費)	0
	(エその他の事業費)	0
(4)	調査研究費	0
(5)	寄付金・交付金	1,474,005
(6)	その他の経費	0
	小計	2,596,695
	合計	5,430,470

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分 光熱水費		(光熱水費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
光熱費	123,138/	R4. 4. 22	(株)大作	大阪市北区菅原町11-11	
この頁の小計	123,138/				
その他の支出	0				
合計	123,138/				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費	(備品費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
パソコン一式	426,434	R4.4.2	上新電機(株)美原店	堺市美原区北余部140-1	
この頁の小計	426,434				
その他の支出	3,714				
合計	430,148				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費	(消耗品費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代R3年12月分	15,483	R4. 1. 12	(株)シェル石油大阪発売所	大阪市淀川区西中島2-11-30	
ガソリン代R4年1月分	25,176	R4. 2. 14	(株)シェル石油大阪発売所	大阪市淀川区西中島2-11-30	
ガソリン代R4年3月分	23,421	R4. 4. 12	(株)シェル石油大阪発売所	大阪市淀川区西中島2-11-30	
ガソリン代R4年4月分	10,291	R4. 4. 25	(株)シェル石油大阪発売所	大阪市淀川区西中島2-11-30	
この頁の小計	74,371				
その他の支出	32,712				
合計	107,083				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費	(賃借料)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃	330,000	R4.4.22	(株)大作	大阪市北区菅原町11-11	
この頁の小計	330,000				
その他の支出	91,772				
合計	421,772				



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費	(通信費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金	10,777	R4. 1. 31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	10,263	R4. 4. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	21,040				
その他の支出	73,742				
合計	94,782				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分 事務所費		(事務管理費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
複合機カウンター料金	13,811	R4. 1. 31	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン㈱	大阪市北区中之島3-2-18住友中之島ビル10階	
修理車検諸費用	531,838	R4. 1. 31	E&A Vehicle Life Support	東大阪市長田中1-4-35-205	
収支報告書調査代	99,790	R4. 2. 25	公認会計士 細川正直	大阪市北区梅田1-1-3-2900	
車輛修理代	47,300	R4. 3. 2	E&A Vehicle Life Support	東大阪市長田中1-4-35-205	
車輛修理代	109,010	R4. 3. 24	E&A Vehicle Life Support	東大阪市長田中1-4-35-205	
修理車検諸費用	545,115	R4. 4. 13	E&A Vehicle Life Support	東大阪市長田中1-4-35-205	
源泉所得税	10,210	R4. 4. 26	北税務署	大阪市北区南扇町7-13	
この頁の小計	1,357,074				
その他の支出	70,613				
合計	1,427,687				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費		(旅費交通費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	6,690				
合計	6,690				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費		(宣伝広告費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター掲示作業費	1,001,000	R4.3.3	(株)多門	尼崎市西難波町3-24-7-102	
ポスター掲示作業費	115,000	R4.4.14	新里嘉孝	大阪市北区扇町2-6-17-2609	
この頁の小計	1,116,000				
その他の支出	0				
合計	1,116,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄付金・交付金		(寄付)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	1,474,005	R4.4.26	関西経済懇話会	大阪市北区菅原町11-11大作AMビル5階	
この頁の小計	1,474,005				
その他の支出	0				
合計	1,474,005				

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

# 宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 17 日

政治団体の名称 立憲民主党大阪府第4区総支部

会計責任者の氏名 竹中 洋二



解散の場合のみ下欄を記入すること

( 代表者の氏名 吉田 治



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

2231

## 政治資金監査報告書

令和4年5月17日

立憲民主党大阪府第4区総支部

代表 吉田 治 殿

登録政治資金監査人  
細川正直登録番号 第17777号  
研修了年月日 平成21年5月15日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党大阪府第4区総支部の令和4年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」）に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、解散により、政治資金監査を実施する時点において立憲民主党大阪府第4区総支部の主たる事務所が存在しなくなったため、細川正直の主たる事務所（大阪市北区梅田1-1-3-2900）において行った。
- 2 監査の結果  
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
    - (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。  
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
    - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
    - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
    - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- 3 業務制限  
立憲民主党大阪府第4区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  
また、立憲民主党大阪府第4区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上